



# 寺報 ともしひ

金剛山大長寺  
令和四年八月十五日発行  
第十八号

## 「身近に世界平和を願う」 お盆供養会を迎えて

安藤 康哉（大長寺小住）

小生は毎日朝と夕、東堂を務める潮音寺の平和観音像に眠むるみ魂にお参りしている。

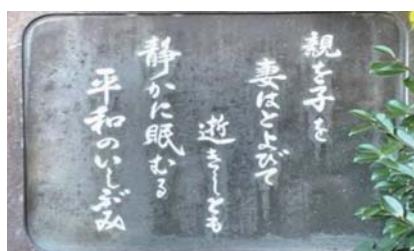
今年は平和観音像が建立されて四十五回目の供養祭となる。

小生の兄（光重和尚）は少隊長でフィリピン・ネグロス島で戦死した。後日、解つた事は既に自分の死を覚悟し遺書を家族に残していた。

その遺書の中で、多くの戦死した部下のために潮音寺境内に供養塔を建て欲しいと銘記してあつた。今年は四十五回目の供養祭の節目に当る意義深い年である。



住職の兄の強い意志で建立された平和観音像の四十五回目供養祭について話される康哉東堂。七月、潮音寺にて



平和観音像除幕の瞬間

# 東京代々木・竹内家への訪問

## 潮音寺住職 安藤嘉則

小田急線参宮橋の駅前商店街に代々木屋というお蕎麦屋さんがあります。都心の中

でも静かなただずまいのお店で、名物として「天力ツ丼」が有名で、かつて代々木に稽古場を設けた劇団四季の面々、創設者浅利慶太、市村正親、鹿賀丈史らがよく来店していました。

この六月二十五日（土）に住職と東堂はこの代々木屋を訪問しました。実はこの代々木屋は潮音寺平和観音の建立と慰靈祭の機縁を戴いた竹内明二郎氏が昭和二八年に開いたお店であり、今回の訪問の目

的は竹内家のお仏壇前にて明二郎氏のお参りをさせていた

だくことでした。

竹内明二郎氏は昭和五十一年五月ご夫妻で小田原城見学の折、市の職員に「自分の小隊長は小田原出身で寺の住職と聞いたが寺の名前が分から

ない。何とか教えて欲しい」と訴え、その寺が潮音寺であると分かると、職員の案内図

を頼りに来訪されました。竹

内氏は「自分は小隊長の部下で比島ネグロス戦火の中大変お世話になりました。是非ご

靈前にお参りさせて欲しい」といって線香を手向け合掌さ

れました。そして数日後再度訪れ『百万発の砲弾の下で』

というご自身の著書を持参さ

れ、隊長の上官として真に尊

敬される人格者であったこと

を事例をもつて真剣にお話さ

れました。

これを機縁にかつての部隊

の生存者が連絡を取り合い、

第一回慰靈祭が昭和五二年

十一月二十七日、全国各地よ

り四十数名が参列され、意義

立（十一月二十三日に除幕式）

へと結実したのです。平和觀

音は安藤少隊と潮音寺檀信徒

の戦没者の供養塔としてお祀

りし、今日に至っております。

竹内家では現当主の功氏か

ら『百万発の砲弾の下で』の

原稿の下になつた資料を見せ

ていただきました。当時の戦

場での事柄や捕虜生活のこと

など、実に詳細なメモを残し

ておられ、今となつては貴重

な近現代史の資料です。



参万円也	為年回供養	上島 小林喜三郎	壱拾萬円也	為年回供養	上島 井上 政則
式万円也	為年回供養	中家村 長藤恒成	壱拾萬円也	為年回供養	上島 渡部 陽
参万円也	為年回供養	井上準一	参万円也	為年回供養	下島 井上 哲哉
壱万円也	為大練忌供養	秦野 申也	壱拾萬円也	為大練忌供養	小田原 熊澤俊雄
式万円也	為年回供養	佐藤 孝平	壱拾萬円也	為葬儀供養	下島 井上 健治
式万円也	為年回供養	下島	壱拾萬円也	為年回供養	中家村 井上 康樹
式万円也	為年回供養	秦野	壱拾萬円也	為年回供養	井上 康樹
式万円也	為年回供養	井上	壱拾萬円也	為年回供養	井上 康樹
式万円也	為年回供養	申也	壱拾萬円也	為年回供養	井上 康樹



ある法要が営まれました。奇しくも光重和尚の三十三回忌に当たる年であり、この慰靈祭については朝日新聞にも報道されました。これを機縁と

して昭和五六年の平和觀音造立（十一月二十三日に除幕式）へと結実したのです。平和觀音は安藤少隊と潮音寺檀信徒の戦没者の供養塔としてお祀りし、今日に至つております。竹内家では現当主の功氏から『百万発の砲弾の下で』の原稿の下になつた資料を見せていただきました。当時の戦場での事柄や捕虜生活のことなど、実に詳細なメモを残しておられ、今となつては貴重な近現代史の資料です。

# 護持会費の集金について

副住職 安藤道隆

地区内における護持会費の集金方法につきまして、次のとおり変更となりました。従来より振込用紙を送付している檀家さまには、変更はありません。主に地区内の檀家さまが対象になります。

大長寺では、今まで地区内檀家の護持会については、世話をり、集金をしておりましたが、昨今のコロナ禍に加え、高齢化、家族構成が変化し、ご不在の方も多くなり、世話人にかかる負担が増えてしましました。前任の世話人からも、このような状況を憂慮される声があり、その世話人とも会合をもち意見を拝聴し、役員会の協議を経て、今年七月に開催した「役員・世話人合同会議」において、原則、護持会費の集金作業を取りやめ、持

参又は振込にすることで了承を得ました。

お檀家の皆さまには、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

主な変更点は次のとおりです。

(一) 各世話人が、受持ち檀家の自宅を廻る集金を、原則取りやめます。

① 護持会費の納入は、各檀家

が、「施食会」・「お盆合同供養会」・「秋彼岸の墓参」など

の際、お寺に持参又は郵便局

の振込用紙にて納入頂く。

② 毎年三月下旬に、「護持会

費納入依頼用紙」と「振込用紙」を寺務所より全檀家に郵

送します。

※ 集金を希望される檀家さまには、担当の世話人と連携し

て対応いたします。

(二) 世話人が配付していました

案内文を郵送にします。

① 今まで、「お盆と年末のお参りのご案内」を世話人が配布していましたが、お寺から全檀家に郵送します。

(三) 施食会(四月二十三日開催)について。

① 世話人の集合時間を遅くし

て受付時間を十三時にするこ

とから、「お弁当」の代わりに「お菓子の詰め合わせ」を

供物として持ち帰り頂くこと

とします。

② 世話人によるお弁当の集計がなくなります。

(四) 世話人にお願いする事。

前述のとおり、世話人の用務

を大幅に軽減いたしました。

今後世話人にお願いする用務

は、次のとおりです。

① 每年八月十五日に開催する「お盆合同供養会」の受付と

護持会費の受領。

※ 今年は、コロナ感染防止の

ため、世話人による受付は致しません。護持会費の受領も

ありません。

・故 北村 浩治 様	行年 九十一歳 令和四年四月二十六日没 開成町 施主 井上 申也 様	・故 星野 仙次 様	行年 七十一歳 令和四年五月一日没 榎本 施主 藤井 敏彦 様
・故 北村 浩治 様	行年 七十五歳 令和四年五月七日没 施主 北村 直人 様	・故 星野 仙次 様	行年 九十一歳 令和四年五月一日没 榎本 施主 藤井 敏彦 様
・故 北村 浩治 様	行年 七十五歳 令和四年五月七日没 施主 北村 直人 様	・故 星野 仙次 様	行年 九十一歳 令和四年五月一日没 榎本 施主 藤井 敏彦 様
・故 北村 浩治 様	行年 七十五歳 令和四年五月七日没 施主 北村 直人 様	・故 星野 仙次 様	行年 九十一歳 令和四年五月一日没 榎本 施主 藤井 敏彦 様

